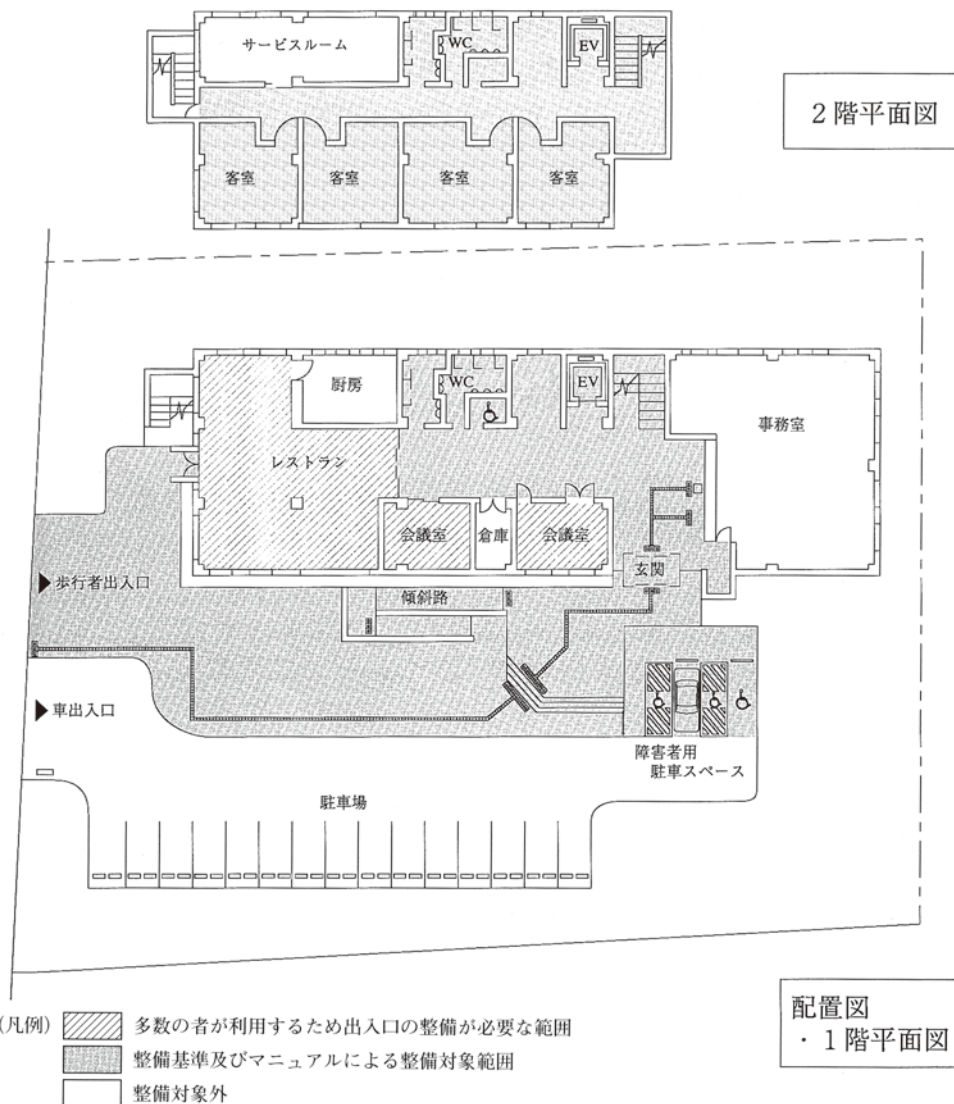


マニュアルの見方（必ずお読みください）

「整備基準及びより望ましい基準」の内容について

- 項目別「整備基準」（香川県福祉のまちづくり条例施行規則）及び「より望ましい基準」については、あらましを比較対照したものである。
- 「より望ましい基準」欄については、「整備基準」の数値（寸法等）として示された部分はより望ましい数値（寸法等）として示し、その他の部分は比較対照できるよう表現している。「整備基準」と「より望ましい基準」が同一の規準となっている部分は、「より望ましい基準」欄には重複する部分を削除し、空欄としている。従って、「より望ましい基準」の基本的な考え方としては、項目別「整備基準」と「より望ましい基準」を合わせたものである。（表の見方は右頁の説明例を参照）
- 運用に当たっては、香川県福祉のまちづくり条例及び同施行規則を充分理解すると共に、図示例を参考とし、実際の設計において、地域性や用途・規模等を考慮し、さらに建物を利用することが想定される障害者、高齢者等の意見、特性の把握やニーズの変化に対応した配慮が重要であり、利用実態に則した設計をするよう努める必要がある。

整備対象範囲（基本的な考え方としての一般的な例を示す～用途、規模等により個々に検討すること）





I-2

出入口

基本的な考え方

玄関等の利用円滑化経路を構成する出入口は、車いす使用者等が円滑に利用できる構造とすることが求められます。

そのため、適切な幅の確保、開閉の容易な戸及び段差の解消が必要になります。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
直接地上へ通ずる出入口(1以上)	<ul style="list-style-type: none"> ●有効幅90cm以上 ●自動開閉又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 	<p>多数の者が利用する出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ●120cm以上 ●自動開閉する構造
各室の出入口・その他経路上の出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●有効幅80cm以上 ●自動開閉又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 ●出入口の前後に高低差がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ●90cm以上

整備基準アンダーライン部分と、より望ましい基準との数値等の違いを比較対照している

より望ましい基準が空欄の場合は整備基準を適用

解説

- 整備基準は、建築物の利用円滑化経路上の出入口の内、直接地上に通ずる出入口、その他(建物内出入口)、車いす使用者用駐車施設への出入口について、各々1以上を車いす使用者が通過できるような構造とすることを求めている。したがって、専ら従業員や職員のみが使用する出入口については、この整備基準の対象とはならない。
- より望ましい基準は、基本的にすべて(同じ室又は出入口ホールに至る出入口が近接して複数設けられている場合はその内の1以上)の出入口を車いす使用者が通過できるような構造とすることを求めている。
- 各室の出入口の有効幅80cm(整備基準)は車いすが通過できる寸法、90cm(より望ましい基準)は車いすでも通過しやすい寸法、120cm(より望ましい基準)は人が横向きになれば車いすとすれ違うことができ、松葉杖使用者が容易に通過できる寸法である。
- 整備基準及びより望ましい基準中の「車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の回り扉等としないことを求めているものである。
- 整備基準及びより望ましい基準中の「出入口の前後に高低差がないこと」とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様とする(例:高低差が2cm程度以内で丸みを持たせた段)。